

平成19年度

P R T R届出外排出量の  
推計方法等の概要

平成21年2月

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省環境保健部環境安全課

## 目 次

I. 推計方法の基本的考え方	頁
1. 法令の規定	・・・ 1
2. 基本的な考え方	・・・ 1
3. これまでの取組	・・・ 4
4. 各事項の算出方法の概略	・・・ 4
(1) 対象業種を営む事業者からの排出量	
(2) 対象業種を営まない事業者からの排出量 (非対象業種からの排出量)	
(3) 家庭からの排出量	
(4) 移動体からの排出量	
(5) その他	
5. 推計方法の見直し等について	・・・ 16
参考1. 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量	・・・ 1-1
参考2. 農薬に係る排出量	・・・ 2-1
参考3. 殺虫剤に係る排出量 (家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)	・・・ 3-1
参考4. 接着剤に係る排出量	・・・ 4-1
参考5. 塗料に係る排出量	・・・ 5-1
参考6. 漁網防汚剤に係る排出量	・・・ 6-1
参考7. 医薬品に係る排出量 (エチレンオキシド、ホルムアルデヒド)	・・・ 7-1
参考8. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量 (界面活性剤、中和剤)	・・・ 8-1
参考9. 防虫剤・消臭剤に係る排出量	・・・ 9-1
参考10. 汎用エンジンに係る排出量	・・・ 10-1
参考11. たばこの煙に係る排出量	・・・ 11-1
参考12. 自動車に係る排出量 (ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器)	・・・ 12-1
参考13. 二輪車に係る排出量 (ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス)	・・・ 13-1
参考14. 特殊自動車に係る排出量 (建設機械、農業機械、産業機械)	・・・ 14-1
参考15. 船舶に係る排出量 (貨物船・旅客船等、漁船、	



## I . 推計方法の基本的考え方

## Ⅱ. 推 計 結 果

(省令に基づく集計表以外の集計表)